

昭和二十四年十二月十四日提出  
質 問 第 七 号

教職員の退職勧告に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十二月十四日

提出者 今野 武雄

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

## 教職員の退職勧告に関する質問主意書

現在全国各都道府県教育委員会、官立大学等で行われている教育職員の退職の勧告につき政府としての見解如何。

- 一 組合活動を活潑に行つたという理由で退職勧告をするか。
- 二 組合専従者になるまでの組合活動で届出の（許可された）欠勤が多かつたという理由で退職勧告をするか。
- 三 世俗に左派的と通称されている組合の役員であるという理由で退職勧告をするか。
- 四 組合役員という理由で退職勧告をするか。
- 五 女子教職員で組合活動をしたため退職勧告をするか。
- 六 特定政党员であるという理由で退職勧告をするか。
- 七 特定政党员と交渉をもち、それらの意見と同調する意見を持つことを理由として退職勧告をするか。

八 退職勧告について地方に指示し、又は指導をしたか。  
右質問する。